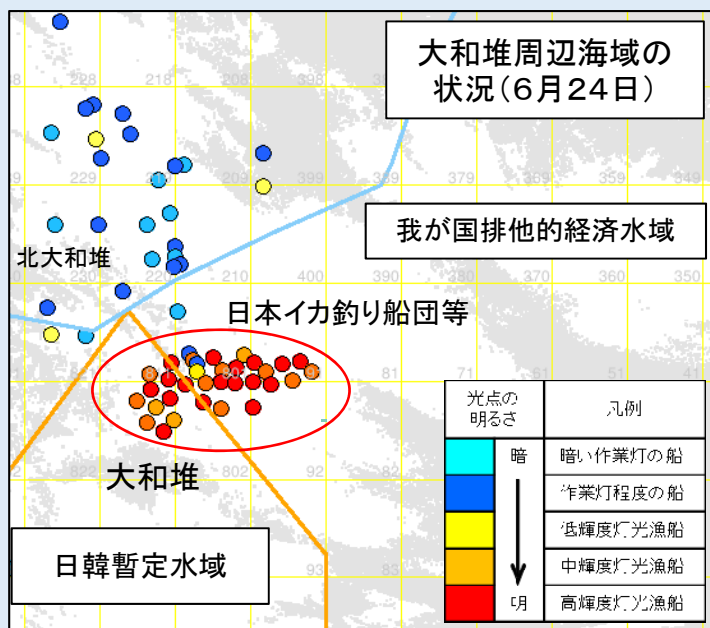


日本海大和堆周辺水域における外国漁船への対応状況について (平成30年漁期)

- 日本海の大和堆周辺水域では、近年、特にイカの漁場が形成される6月から12月にかけて北朝鮮漁船及び中国漁船による違法操業が確認されており、水産庁では、日本漁船の安全操業を確保するため、海上保安庁と連携して監視取締りを強化しています。
- 平成30年漁期に入り、我が国イカ釣り漁船（約30隻）、カニかご漁船（約5隻）、底びき網漁船（約15隻）が、大和堆周辺水域で操業しています。これら漁船は洋上で外国漁船を見つけた場合、水産庁／海上保安庁に通報しており、水産庁では通報を受け、海上保安庁とも連絡を取りつつ、漁業取締船を現場に急行させるなどして外国漁船の排除対応をし、日本漁船の安全操業を確保しています。（下図参考）
- 水産庁では、本年5月から、延べ1,269隻（本年当初からは1,271隻）の外国漁船に対して退去警告を実施し、そのうち延べ501隻に対して放水を実施しました。また、これまでに40件の漁具を回収しています。（平成30年6月29日現在）

洋上での連携について



【対応の実例】

6月26日、大和堆周辺水域で操業していた我が国イカ釣り漁船が北朝鮮漁船を発見し、イカ釣り漁船はこの旨を即座に水産庁に通報。水産庁は通報を受けて海上保安庁と情報を共有し、直ぐに漁業取締船を派遣して当該北朝鮮漁船を排他的経済水域外に排除した。

水産庁 漁業取締船



【連絡のイメージ】

情報共有

通報

現場急行等

通報



海上保安庁 巡視船



日本イカ釣り漁船等

北朝鮮漁船に放水措置を行う漁業取締船(照洋丸)

